**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都葛飾区新宿一丁目三一四四番地、最後の住所大阪府豊中市東豊中町二丁目八番五三―三〇七号　被相続人　亡　今井　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十八日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階

相続財産管理人弁護士　阪井千鶴子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛媛県松山市道後湯之町一四六二番地、最後の住所松山市今在家三丁目九番二九号ハピネス椿　被相続人　亡　三好　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十八日

愛媛県松山市高岡町六一〇番地の一

相続財産管理人　仙波　陽

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍佐賀県佐賀市久保田町大字徳万一一〇一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　原田　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十八日

佐賀県佐賀市鍋島町大字森田二四九六番地

相続財産管理人　司法書士　田中　善明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍佐賀県佐賀市末広二丁目三六番地、最後の住所佐賀県佐賀市多布施一丁目三番一八号　被相続人　亡　永松　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十八日

佐賀県佐賀市多布施一丁目四番一〇号、事務所　佐賀県佐賀市城内二丁目九番二八号オフィスＳＡＧＡ二一　五―Ｄ

相続財産管理人　司法書士　相原　宏

**第三十三期決算公告**

貸借対照表

（平成二十二年十一月三十日現在）

単位・円

| 資産の部 | |
|---|---|
| 流動資産 | 三、一二七、六三五、五二八 |
| 固定資産 | 一、三五四、三六三、八九五 |
| 有形固定資産 | 八七六、九三六、一七七 |
| 無形固定資産 | 五、二九二、九四五 |
| 投資その他の資産 | 四七二、一三四、七七三 |
| 合計 | 四、四八一、九九九、四二三 |
| 負債及び純資産の部 | |
| 流動負債 | 三八一、四九一、〇五五 |
| 固定負債 | 二九八、四四二、〇〇〇 |
| 株主資本 | 三、七九二、三七六、九八四 |
| 資本金 | 七五〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 利益剰余金 | 三、〇四二、三七六、九八四 |
| 利益準備金 | 一八七、五〇〇、〇〇〇 |
| その他利益剰余金 | 二、八五四、八七六、九八四 |
| 評価・換算差額等 | 九、六八九、三八四 |
| 合計 | 四、四八一、九九九、四二三 |

損益計算書

（自　平成二十一年十二月一日　至　平成二十二年十一月三十日）

単位・円

| | |
|---|---|
| 売上高 | 一、九一〇、三一五、六七五 |
| 売上原価 | 一、二八八、五二八、五八八 |
| 売上総利益 | 一、九四九、六六二、八八〇 |
| 販売費及び一般管理費 | 三九、三四七、二〇五 |
| 営業利益 | 八七、六一三、一五七 |
| 営業外収益 | 二九、九八九、〇一二 |
| 営業外費用 | 九六、九七一、三五〇 |
| 経常利益 | 九六、九七一、三五〇 |
| 税引前当期純利益 | 法人税、住民税及び事業税　六〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 法人税等調整額 | △三、一〇〇、三五〇 |
| 当期純利益 | 四〇、一七一、七〇〇 |

平成二十三年一月十九日

東京都中央区日本橋小網町一八番四号

アラ商事株式会社

代表取締役　荒川　正博

**配当公告**

埼玉県越谷市北越谷四丁目二四番三八号

破産者　土佐建設株式会社

右の者に対するさいたま地方裁判所越谷支部平成二十年（フ）第一三一号破産事件の第一回中間配当の追加分及び第二回中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、一〇一、〇〇六、七五三円

一、配当することのできる金額

金八〇、六七一、〇八三円

（うち第一回配当未払金額

金三五、四二一、三七七円）

平成二十三年二月十八日

埼玉県越谷市弥生町一番四号越谷弥生ビル四階隅田法律事務所

破産管財人　隅田　敏

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年2月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①川島中山開発株式会社　②埼玉県知事(1)21040　③代表取締役　佐々木茂　④埼玉県川越市脇田本町１番地２山崎ビル　川島中山開発株式会社　代表取締役　佐々木茂

①有限会社デルファイ　②神奈川県知事(2)24503　③取締役　関根正登　④神奈川県川崎市高津区溝口二丁目14番３号ＭＳビル５階　⑤利付国庫債券1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県川崎市高津区溝口二丁目14番３号ＭＳビル５階　有限会社デルファイ　取締役　関根正登

①守谷不動産株式会社　②長野県知事(2)4818　③代表取締役　守谷ソノ　④長野県長野市南千歳町878番地　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県長野市南千歳町878番地　守谷不動産株式会社　代表取締役　守谷ソノ

①いづみ土地株式会社　②大阪府知事(1)11086　③代表取締役　岩瀬弘和　④大阪府守口市土居町８番８号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府守口市土居町８番８号　いづみ土地株式会社　代表取締役　岩瀬弘和

①アーバンライフ住宅販売株式会社　②国土交通大臣(3)5814　③代表取締役　高津謙吉　④兵庫県神戸市東灘区本山南町８―６―26　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦兵庫県神戸市東灘区本山南町８―６―26　アーバンライフ住宅販売株式会社　代表取締役　高津謙吉

**配当公告**

広島県福山市一文字町一四番三一号

破産者　丸富株式会社

右の者に対する広島地方裁判所福山支部平成二十一年（フ）第三九八号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金一、〇四一、七八四、九三四円

一、配当することのできる金額

一般債権　金五二、〇八九、二〇八円

平成二十三年二月十八日

広島県福山市若松町一〇番七号若松ビル四〇一号　破産管財人　弁護士　塚本　義政